

『定期購入』トラブル急増!

Q(トッパ丸)

インターネットの広告で、『いつでも解約可能』という表示があったから、化粧品を注文して、初回のみで解約しようとしたけど、解約手続きできないってお母さんが言ってたけど、どうしてなのかなあ?

A(安しんざえ門)

もしかすると、注文完了直後に『特別割引クーポン』の利用を勧められているのではござらぬか?『特別割引クーポン』を利用すると“複数回の購入が条件の定期購入”に変更されている場合があるでござる。『最終確認画面』で確認した方がいいでござる!

Q(トッパ丸)

そうなんだ!でも…『最終確認画面』で何を確認するの?

A(安しんざえ門)

インターネット通販では、注文する前に『最終確認画面』をスクロールして、

- ・定期購入が条件になっていないか確認
 - ・(定期購入が条件になっている場合、)継続期間や購入回数が決まりがないか確認
 - ・支払うことになる総額の確認
 - ・解約する際の連絡手段の確認
 - ・『解約・返品できるか』『解約・返品できる場合の条件』『返品特約』、解約条件を確認
 - ・利用規約の内容を確認
 - ・『最終確認画面』をスクリーンショットで保存
- 上記内容を、必ず確認するでござる!

低価格を強調したり、注文を急かしたりする販売サイトには特に警戒した方がいいでござる。不安に思った時などは、家族や誰かに相談したり、トラブルが生じた際は消費生活センターへ相談するといいでござる!



問 玉名市消費生活センター ☎75-1422

食品適正表示推進者講習会

※会場開催ではありません。

【食品適正表示推進者って?】

食品表示の更なる適正化に向けて、消費者への正確な情報提供等を推進する食品適正表示推進者の設置を図っています。食品適正表示推進者は、各事業所で次の業務を担います。

- 関係法令に基づき適正な食品表示を行うこと
- 役員、従業員に、食品表示に関する啓発を行うこと
- 消費者に、食品の表示に関する正確な情報提供を行うこと
- 食品衛生責任者が設置されている場合は、その者と連携した食品表示に関する取組を行うこと

1 対象者

熊本県内の食品関連事業所の経営者、役員または従業員

2 実施方法

県ホームページに掲載された講習資料で学習した上で、同ページ内のアンケートを以下のいずれかの方法で提出。

- (1)掲載期間:令和5年8月1日(火)~10月31日(火)
令和5年12月1日(金)~令和6年2月29日(木)
- (2)掲載場所:県ホームページ

熊本県 食品適正表示推進者講習 で検索

- (3)提出方法:掲載期間中にアンケートをFAX、メールまたは郵送。

FAX:096-382-7403 メール:anzensuishin@pref.kumamoto.lg.jp

郵送:〒862-8570 ぐらしの安全推進課 食の安全・食品表示対策班

(↑この郵便番号を記載すると、宛先住所の記載は不要です。)

3 講習の内容(基礎的な内容です。)

食品表示法、景品表示法、健康増進法、米トレーサビリティ法等

4 その他

(1)講習を受講し、アンケートのご提出をいただいた方には、熊本県食品適正表示推進者設置店証と熊本県食品適正表示推進者証を交付します。

(2)インターネットの閲覧ができない方には、資料をお送りしますので下記のお問合せ先までご連絡ください。

問 熊本県ぐらしの安全推進課 水本 電話:096-333-2290



夏のリコチャレ2023 ~理工系のお仕事体感しよう!~

さあ、この夏、ステキな理工系の未来を探しに行きませんか?!



理工チャレンジ(リコチャレ)とは、理工系分野に興味がある女子中高生・女子学生の皆さんが将来の自分をしっかりイメージして進路選択(チャレンジ)することを応援するための取り組みです。

今回、理工系の職場・工場の見学、仕事体験、実験、工作教室、女性研究者・技術者との交流会など理工系の仕事や将来に触れられるイベントが、オンライン及び全国各地で開催されます。

日時:8月31日まで

詳しくは、特設ページをご覧ください。

<https://www.gender.go.jp/c-challenge/event/2023/summer.html>



~男女共同参画社会を実現するために~

働き方をちょっと見直してみませんか?

「男性が女性や子どもを守る」「男性が家族の経済的責任を負う」このようなことが当然だという意識がありませんか?

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が大切です。家庭生活や地域活動に参画する時間が生まれ、新たな楽しみや生きがいの発見があるかもしれません。まずは、“やること”を一つの場所にまとめて一覧にした「やることリスト」を作ってみるなど仕事のやり方を何かひとつ、今日から変えてみませんか。

このような意識から男性の仕事に過重な負担がかかり、家庭生活を犠牲にした働き方になったり、過労死や自殺死亡率の上昇という負の側面も生み出しているかもしれません。



子どもの人権相談強化週間

いじめや体罰、虐待など子どもに関する相談に、人権擁護委員と法務局の職員がお受けします。

- 期間 8月23日(水)~8月29日(火) 平日 午前8時30分~午後7時
土日 午前10時~午後5時

- 相談方法 電話で相談(子どもの人権110番☎0120-007-110)
※熊本地方法務局では、平日の午前8時30分~午後5時15分に、同じ専用相談電話で相談を受け付けています。

問 税務住民課 住民係 ☎57-8502